

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

安心して子育てができるまち川越

生まれたばかりの子どもは、自分ひとりでは生きていけない存在です。大人の手を借りてはじめて生命を維持し、人として成長することができます。

その命は、生まれながらにしてさまざまな固有の権利を有し、かけがえのない存在として尊重されることが必要です。

そして子どもは、保護者や多くの人々の愛情に育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合いながら一人の人間として日々成長していきます。

保護者もまた、子どもを生み育てる過程を通じて成長していきます。子どもに限りない愛情を注ぎ、子どもの成長に感謝・感動しつつ、保護者自身が成長することで、喜びや生きがいを感じることができます。

子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、「安心して子育てができるまち川越」を基本理念として、将来を担う子どもたちが歴史と文化に育まれたまち川越で健やかに成長でき、保護者が地域の人々とともに安心して子どもを生み育てることができ、さらに子育ての楽しさや喜びを実感できるまちを目指します。

2 計画の基本目標

基本目標1 子どもと親の豊かな健康づくりの推進

(1) 子どもと親の健康の確保・増進

妊婦が安心して妊娠・出産に臨み、赤ちゃんを健やかに育てていくことができるよう、各種健診や訪問指導、相談の実施等により、子どもと親の健康の確保・増進を支援していきます。

(2) 食育・保健対策の充実

成長段階に応じた「食育」の推進や、次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に育つよう、保健対策を充実していきます。

基本目標2 幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援

(1) 教育・保育の量的拡大・質的向上

すべての子どもが発達段階に応じた幼児期の教育・保育を受けることができるよう、教育・保育の量の拡大や質の向上を進めます。

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、教育・保育施設等を計画的に整備していきます。

また、就学前の教育・保育から小学校入学につなげるため円滑に連携していきます。

(2) 多様な保育事業の推進

多様化する保育ニーズに応えるため、保育事業を推進していきます。

基本目標3 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

(1) 学校教育の充実

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「確かな学力」の向上を図る学校教育を充実していきます。

(2) 家庭や地域による教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭や地域が連携して子どもたちをとりまく環境の整備を進めます。

基本目標4 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、心身の健やかな成長に多大な影響を与えます。児童虐待の予防及び早期発見・早期対応のための体制を整備し、児童虐待防止対策の充実や再発予防等を進めます。

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が自立して生活することができるよう、相談体制の充実を図るとともに、日常生活支援や福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援を進めます。

(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制を充実していきます。

基本目標5 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

(1) 仕事と家庭の両立の推進

男女の出会いの場の提供や、多様な働き方の実現に向けた取り組みにより、男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図ります。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、地域子育て支援拠点事業等、地域における子育て支援サービスを充実していきます。

(3) 子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、子どもの健全育成の取組を進めます。放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進し、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健やかな育ちを支援していきます。

(4) 安全・安心なまちづくり

子どもと親が安心して外出できるよう、交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動を進めます。

(5) 子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が必要な情報を容易に入手できるよう、情報提供を充実していきます。

3 計画の体系

